

平成19年11月 7日  
総務省自治行政局行政課

規制改革会議・地域振興タスクフォースに関するヒアリング  
「資産圧縮や債務縮減に向けた地方公共団体の取組みの自由度拡大について」の回答

(1) 地方公共団体が保有する普通財産の信託については、信託目的が「信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。）の管理又は処分を行うこと」に限定されている（地方自治法施行令第169条の6第1項）。国有財産法において既に認められているように、地方自治法上も建物の管理又は処分のみを目的とした信託設定を可能とすべきものと考えるが、貴省の見解如何。

【回答】

地方自治法における公有地信託制度は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該土地に建物を建設したまはその造成をし、かつ、これらの管理又は処分を行うことを信託の目的とした場合に限り、信託することができるとするもの。

これは、当該制度創設時の昭和60年代において、都市及びその周辺における公有地については、単に行政目的の手段として所有、管理するのみでなく、長期的視野に立った有効活用を図り、都市整備や社会資本の充実を図ることが強く求められていたところであり、一方、地方公共団体の財政事情の中で公有地の積極的な開発・利用を図るにしても、新たな財政支出を伴うことが困難であったところ。

こうした中で民間活力の活用が公有地の開発・利用に関して強く要請させた結果、昭和61年に公有地にも土地信託制度を導入すべく国有財産法の改正にあわせて地方自治法が改正されたところ。

なお、国有財産法においても、第28条の2第1項の規定により、建物のみを信託の目的とすることは認められていないところであり、ご質問の当該部分に係る事実について誤認があるところ。

(2) 地方公共団体が保有する普通財産の信託については、受益者が地方公共団体に限定されている（地方自治法第238条の5第2項・第3項）。当会議としては、地方自治法上もSPCを受益者とする信託設定を可能とすべきものと考えるが、貴省の見解如何。

【回答】

地方公共団体以外の第三者を受益者として指定し、その者に対して信託の利益を享受

させることを認めていない趣旨は、他益信託を利用して第三者に金銭や財産を享受させることは、実質的には、予算の審議を経ずに補助金等を交付することと何ら異ならない行為であり、適当ではないとの理由によるもの。

なお、法238条第1項第8号に規定されている信託の受益権は、一般的に公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産ではないと考えられることから、普通財産に位置づけられるため当該財産の処分は可能であるところ。

(3) 国有財産である行政財産においては、行政機能を維持したまま用途廃止のうえ普通財産とすることが認められているが、地方公共団体が保有する行政財産については、行政機能を維持したまま用途廃止のうえ普通財産とすることは認められていない。地方公共団体が資産売却を推進するためには、地方公共団体が保有する行政財産を、行政機能を維持したまま普通財産とすることも認めるべきと考えるが、貴省の見解如何。

【回答】

行政財産は、地方公共団体において行政目的を持って使用し、又は使用を予定している財産であり、その管理の適正を期するため、法律に明記された場合を除き、原則として私権の設定が禁止されているところ。

なお、平成18年の地方自治法の改正によって、市町村合併や行政改革の進捗により生じている行政庁舎の空きスペースの有効活用等の観点から、行政財産である建物の一部貸付け等をすることができるよう貸付範囲の拡大がなされたところ。

仮に行政財産の未利用地等があって、当該制度の活用を検討してもなお、普通財産と位置づけることが適当であるような場合には、これを用途廃止して普通財産に切り替えた後、私権の設定をする必要があるところ。

なお、国有財産法において行政機能を維持したまま用途廃止のうえ普通財産とすることは認められていないと承知しているところ。

以上